

# 第4章

## 施策の展開

### 本章の内容

本章では、第3章に掲載した8つの施策について、施策ごとに、「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」を掲載しています。

また、本計画から新たに開始する取組には【**新規**】、特に充実させる取組には【**レベルアップ**】と記載しています。

### 基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

### 基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い  
的確な支援ができる体制を整えます

施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

### 基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

## 基本目標 I

市民が互いに支え合う

ぬくもりのある地域づくりを支援します

### 施策 1

福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

### 施策 2

市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

### 施策 3

重層的な見守りや支援活動のための  
支え合いネットワークの推進

## 施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

### 【現状と課題】

本市では、地域における支え合い活動を活性化させるため、平成7年(1995年)から区社会福祉協議会を実施主体として「福祉のまち推進事業」を行っています。この事業では、市民の地域福祉活動の母体組織として、おおむね連合町内会ごとの市内89か所に「地区福祉のまち推進センター」を設置しています。各センターでは、幅広い市民の参加による、ひとり暮らしの高齢者等の見守り活動を中心とした多様な地域福祉活動が行われています。

一方で、地域において支援を必要とする方が増加しており、また、多様化する生活課題への対応が求められているため、地域福祉活動の担い手確保や地区福祉のまち推進センターの機能強化に取り組む必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・地域で困りごとを抱える人が漏れなく速やかに発見されるよう、単位町内会など小地域を単位とした見守り活動を充実・拡大していきます。
- ・地区福祉のまち推進センターが、見守り活動の中で把握した課題の解決に向けて、地域において調整役を担うことができるように取組を進めます。

### 【主な取組】

#### (1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

顔の見える単位町内会圏域での支え合い活動を組織的に展開するため、地域見守りサポーター<sup>1</sup>養成研修等の各種研修や関連する手引書の作成、配布等を行い福祉推進委員会の設置を推進します。

<sup>1</sup>【地域見守りサポーター】高齢者世帯の孤立死等を防止することを目的に、日常生活の中で「なにげなく気にかける」程度の見守りに協力する人。札幌市社会福祉協議会が実施する養成研修を受講するとサポーターになることができる。

## (2) サロン活動の推進

地区福祉のまち推進センターでは、孤立死防止や高齢者と子育て世帯が交流する機会づくり、仲間づくり・生きがいづくり・健康づくりなど、様々な効果が期待されるサロン活動が展開されています。

サロン活動の取組の拡大・充実を図るため、引き続きサロン開催への支援や、ボランティア活動センターでサロンの内容充実を図る研修を行います。

## (3) 地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援

地区福祉のまち推進センターは、自分たちの住んでいる地域を住み良くしたいとの思いを抱く市民が支え合い活動に参加する住民ボランティア組織です。本市は、地区福祉のまち推進センターが積極的に活動を展開することができるよう、引き続き市区社会福祉協議会と連携して活動費の助成や65歳以上世帯名簿の提供による支援を行います。

また、より多くの方に活動に参加していただけるよう、地域福祉活動の取組の手法等に関する手引きや、先駆的活動の普及拡大のための事例集を作成します。

## (4) 地区福祉のまち推進センターのコーディネート機能の強化【レベルアップ】

地区福祉のまち推進センターの活動を充実させていくためには、福祉推進委員会や福祉活動に取り組む単位町内会等への支援、小地域で発見された個別課題を地域の中で解決するための調整力を強化していく必要があります。

これまでの取組の中でも、地区福祉のまち推進センターの活動において中心的な役割を担う人がこのような調整機能を果たすことで、その地域の福祉活動が活性化し、広がっていく事例がみられました。

今後は、このような取組がより多くの地区福祉のまち推進センターに広がっていくよう、課題の解決調整の中核を担う活動者の育成を目指して、コーディネート機能の理解促進を目的とした研修や養成講座を行います。

## 施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

### 【現状と課題】

本市では、ボランティア団体やNPO法人等の活動促進、次世代を担う青少年の福祉活動への参加の推進等、市民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境の整備を進めてきました。

近年、地域福祉活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいることから、今後は、より一層多くの市民に地域福祉活動に参加してもらうため、継続的に意識啓発等に取り組んでいく必要があります。

この課題に対応する取組としては、例えば、将来地域を担うことになる小中学生を中心とした若い世代に対する福祉教育への継続的な支援や、実際に地域で行われている地域福祉活動の内容をPRすることなどにより、地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出することなどがあげられます。

さらに、地域福祉活動に興味を持った市民を、実際の活動への参加につなげていくためには、青少年・勤労者・高齢者等それぞれの状況に合わせて活動の方法等に関する研修を行うとともに、活動の機会を柔軟に調整することも必要となります。

支援を必要とする方が増加する傾向にありますが、今後は、支える側、支えられる側と一律に分けることなく、それぞれが自分にできることを無理なく続けられるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・子どもから高齢者まで、全ての市民が自分の住む地域に関心を持つことができるように意識啓発や広報、福祉教育等を充実させます。
- ・地域福祉活動に興味を持った人を実際の活動へつなげるため、ボランティアに関する研修や体験事業を行うとともに、活動に関する相談や調整の取組を充実させます。
- ・支える側、支えられる側と一律に分けて考えることなく、それぞれが自分にできる活動に参加していくような意識の醸成を図るとともに、多様

な活動を推進していきます。

- ・地域福祉活動を支えるボランティア団体やNPOの取組を支援します。
- ・地域福祉に関心のある市民の多様な参加を推進するため、寄付の文化を育みます。

## 【主な取組】

### (1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報誌やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く市民に周知します。

### (2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進

高齢者や障がいのある方を福祉サービスの受け手としてだけ捉えるのではなく、それぞれが参加できる範囲で役割を持ち、地域における活動の担い手として活躍する意識の醸成を図っていきます。

また、参加した方に対して一定の報償を伴うボランティア活動や介護施設での活動時間等に応じて得られたポイントを換金できる制度など、多様な方法により市民の地域福祉活動を推進します。

### (3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

地域福祉活動への参加のきっかけとなるよう、幅広い世代のニーズや対象に合わせて研修や講座、体験事業を行います。

次代を担う子どもが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てるため、ボランティア活動等に関する小学校高学年向けの副読本と教員への参考資料を作成配布するなど福祉教育の推進に関わる取組を支援します。

併せて、ボランティア活動センターでの各種研修やボランティア体験事業、札幌市生涯学習センターでの講座を行うなど、幅広い世代のニーズに合わせた学びや体験を提供し、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

#### (4) ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、ボランティア団体やNPOへの地域福祉振興助成金<sup>2</sup>の交付をはじめとして、様々な地域活動の推進を支えている団体（ボランティア連絡協議会、老人クラブなど）に対する財政面での支援を継続します。

#### (5) 各種ボランティアの養成

地域で認知症の方とその家族を見守る「認知症サポーター」や、サロンへの参加や講座時の託児などにより子育て家庭を応援する「子育てボランティア」、視覚障がい者が利用する点字図書・録音図書・拡大図書の製作を行うためのボランティアなど、ニーズに応じて必要とされる様々なボランティアの養成を進めます。

#### (6) ボランティア活動センターの運営

ボランティア活動センターでは、市民のボランティア活動に対する理解を深め、その参加を促進するため、情報を収集し提供するとともに、相談や調整を行います。

また、ボランティア活動者に対する研修や、ボランティア活動を始めるきっかけとなる研修等を幅広く行います。

#### (7) 寄付文化の醸成

本市では、市民からの寄付を原資として地域福祉振興基金を造成し、福祉のまち推進事業や福祉除雪事業等の市民の主体的な地域福祉活動を推進する事業に充てています。より多くの市民にこうした活動に関心を持っていただき継続的な支援を行っていただけるよう、当該基金の普及啓発活動に取り組み寄付文化の醸成を図ります。

---

<sup>2</sup>【地域福祉振興助成金】札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、一定の要件のもと、その活動費の一部を助成するもの。

### 施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

#### 【現状と課題】

近隣関係の希薄化等により、生活に関する様々な課題を抱えたまま孤立してしまう単身高齢者や子育て家庭等が増えていくことが懸念されます。そのような世帯が地域で埋没することを防ぐため、今後は、身近な地域での見守り体制の充実がより一層重要なものとなってきます。

福祉のまち推進事業では、日常的な支援を必要とする人に対する見守り活動を、地区福祉のまち推進センターの中心的な取組として位置づけ、その充実と拡大を図ってきました。

また、地域では、これまで民生委員・児童委員や町内会・自治会等、長年に渡り地域活動に携わってきた方々をはじめ、ボランティア団体やNPO法人等、様々な団体によって多様な福祉活動が展開されているほか、事業者が見守り活動に協力するなど、見守りや支援活動のための支え合いのネットワークが広がっています。

これらの取組が重なり合い、連携することで日常的に支援を必要とする人が支援の手から漏れないようにしていくことが今後ますます重要になると考えられます。

#### 【施策の方向性】

- ・地域における身近な相談役である民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるように支援します。
- ・見守りに関連する各種団体の連携を推進します。
- ・地域での既存のネットワークを活用しつつ、多様な社会資源との連携を促進します。

#### 【主な取組】

##### (1) 民生委員・児童委員活動の支援

本市では、民生委員・児童委員に65歳以上名簿の調査、ひとり暮らしの高齢者等巡回相談、知的障がい者の見守りなどを依頼しています。



これらの活動を円滑に進めるため、民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るなどの支援を行います。

また、民生委員・児童委員活動に必要とされる知識や技術の習得を目的とした研修会等を行う民生委員児童委員協議会への支援を行います。

## **(2) 事業者等による見守り事業の推進**

孤立死の防止に向けた取組の一環として、宅配業者等の民間事業者と地域の見守りに関する協定を締結し、事業者が異変を発見した場合の通報体制の充実を図ります。これからも見守りに協力する事業者を増やしていくことで、見守りのネットワークを重層的なものにしていきます。

## **(3) 地域見守りネットワーク推進会議の開催【レベルアップ】**

地区福祉のまち推進センター、民生委員・児童委員、見守り協定を締結した民間事業者、行政や市区社会福祉協議会等、見守りに関係する活動主体が効果的に連携し、地域での重層的な見守り体制の構築に向けて情報を共有するため、市の圏域での会議を定期的で開催しています。今後は、より実践的な取組を展開していけるよう、区の圏域においても見守りネットワークを推進するための会議を開催していきます。

## **(4) 地域での既存のネットワークの活用と多様な社会資源との連携の促進**

地域では見守りに限らず、消費者被害の未然防止や、高齢者虐待防止等に関するものなど、それぞれの分野においてネットワークづくりを進めてきました。今後もこれらのネットワークについて一層の強化を図っていきます。

また、地域には、例えばお祭りなどの行事を通して作られてきた、これらの分野とは異なる強いつながり、形式にとらわれない既存のネットワークがあります。これらの既存のネットワークと、行政や社会福祉協議会、住民組織等の働きかけで作られたネットワークやNPOや事業者等の多様な地域資源との連携について検討を進めます。

## 基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い  
的確な支援ができる体制を整えます

### 施策 4

誰もが地域で自分らしく  
いきいきと暮らすことのできる体制の整備

### 施策 5

生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

### 施策 6

多様な地域福祉課題に円滑に対応する  
相談支援体制の充実

## 施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

### 【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支援が必要になった時に、安心して介護や福祉等のサービスを利用できる環境が必要です。

これまでも、札幌市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業や成年後見制度<sup>3</sup>に関する事業を行い、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方のサービス利用を支援する仕組みづくりを行ってきました。

今後も、高齢化の進展に伴って認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、権利擁護<sup>4</sup>については、実施体制の充実・強化が課題となります。

また、在宅生活を支援するサービスについても、引き続き充実を図っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対する権利擁護に関する事業を推進し、適切なサービスの利用を支援します。
- ・必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅福祉に関するサービスの充実を図ります。

### 【主な取組】

#### (1) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う、日常生活自立支援事業を推進します。

---

<sup>3</sup>【成年後見制度】判断能力の不十分な方を保護するための制度。家庭裁判所の審判による法定後見と本人が委託契約を結んで行う任意後見があり、法定後見には本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型がある。後見人の主な業務は財産管理と身上監護となっており、申立ては本人や、4親等以内の親族等に限定されている。

<sup>4</sup>【権利擁護】個人の権利や利益が侵害されないように制度等で支え守ること。判断能力や生活状況を踏まえた支援により、地域で安心して自立した生活を送ることを目指す取組。

## (2) 成年後見制度の利用促進【レベルアップ】

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方の財産管理や身上監護<sup>5</sup>を行う成年後見制度の利用を促進するため、制度の普及啓発に努めるほか、身寄りのない方の法定後見の申立を市長が代行するなどの利用支援を行います。

また、身上監護等を重視した成年後見制度が運用されるよう、後見人と本人に身近な関係者がチームとなって本人を見守る体制や、福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みを検討していきます。

## (3) 市民後見人養成の推進

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度への潜在的な需要が近年ますます高まっています。今後の後見需要の増加に対応するため、専門職後見人以外の市民後見人による支援体制を整備していきます。具体的な取組として、市民後見人養成研修や、市民後見人候補者へのフォローアップ研修の実施に加え、受任者に対する後見活動への支援を行います。

## (4) 福祉除雪事業<sup>6</sup>の実施

自力での除雪が困難な高齢者や障がいのある方が冬期間でも安心して暮らせるよう、地域住民や企業等から募った協力員が、間口や道路までの通路を除雪する「福祉除雪事業」を引き続き実施します。

また、除雪だけでなく、必要に応じて声かけなどの安否確認を行い、幅広い世代の参加による地域の支え合いを推進していきます。

---

<sup>5</sup>【身上監護】被後見人が適切に生活できるように、介護保険や病院等の身の上の手続きをすること。

例) 病院や介護保険に関する手続き、施設の入退所に関する手続き、住居の確保に関する手続きなど

<sup>6</sup>【福祉除雪事業】道路に面する一戸建て住宅に居住し、高齢や障がいにより自力で除雪を行うことが困難な世帯などを対象に、市民や地域の団体、企業などが「地域協力員」として、歩行に支障のない範囲で間口部分や敷地内通路の除雪を行う事業。除雪とともに、必要に応じて見守り・安否確認を行うなど地域福祉活動の一環として位置づけられている。

## (5) 在宅生活を支援するサービスの充実

心身に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等の住宅に専用の通報機器を設置し、24時間365日体制で各種相談・緊急通報に対応する「高齢者あんしんコール事業」、徘徊で行方不明となった認知症高齢者を道警が主体となり、地下鉄等の公共交通機関、郵便局、ラジオ局等の協力を得て捜索する「札幌市徘徊認知症高齢者SOSネットワーク」、生活ごみを自分で出すことが難しい方が身近な人や地域活動による支援が受けられない場合にごみの排出支援を行う「札幌市要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)」などの在宅生活の継続を支援する事業を行います。

また、地域住民の支え合いにより行われる「地域支え合い有償ボランティア事業」、「地域ぬくもりサポート事業」、「子育てサポートセンター事業」などの支援活動を行う方にインセンティブ<sup>7</sup>を与える事業等も引き続き行います。

---

<sup>7</sup>【インセンティブ】動機付け。人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。ここでは、参加により報奨金やポイントなど一定の見返りがあるという意味で使用している。

## 施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

### 【現状と課題】

生活保護受給者や非正規雇用労働者、低所得者が増加している背景を受け、様々な生活上の課題を抱える方々の自立を支援するため、平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

本市では、生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施するため「生活就労支援センター(ステップ)」を設置し、長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなど様々な生活課題を抱えた方々に対する支援事業を実施しています。

生活困窮に関する課題には、単に経済的な問題にとどまらず、誰にも相談できずに地域で孤立している場合や、本人のみならず家族の課題が絡み合っている場合もあることから、生活全般に渡る包括的な支援が重要となります。

また、自立に向けては、就労に導く支援はもとより、その方の自己有用感や自尊感情の回復が不可欠です。地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるようにするためには、個人へのアプローチのみならず、働く場の開拓や様々な社会参加の場づくり、住民理解の促進等の取組が大切です。

生活困窮者自立支援法に基づく事業は、中核となる自立相談支援事業と住居確保給付金のほか、就労準備支援事業や一時生活支援事業など地域の実情に応じて実施するかどうかを選択できる事業により構成されています。

### 【施策の方向性】

- ・生活困窮者の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。
- ・庁内外の様々な支援機関や住民組織と連携を深め、生活困窮者が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。

- ・生活困窮者の働く場や社会参加の場を創出し、企業や社会福祉法人<sup>8</sup>・NPOなど様々な団体や市民活動と連携した支援のネットワークを構築します。
- ・経済的な環境を原因として貧困が連鎖することがないように、生活困窮世帯の子どもの学習意欲と進学意欲の向上を図ります。
- ・未実施の家計相談支援事業を含め各事業の実施については、制度改革や本市の社会経済動静を注視しながら、各年度で柔軟に対応していきます。

## 【主な取組】

### (1) 自立相談支援事業

「生活就労支援センター（ステップ）」を中心として、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援を中心としつつ、健康や日常生活に気を配り、社会的なつながりを回復・維持することに配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を実施します。

訪問等のアウトリーチや区役所など市内各地における相談会の充実等、地域住民が身近な場所で相談することができるような取組を推進します。

### (2) 住居確保給付金

ステップでは、離職等により住居を失うおそれが高い方を対象に、一定期間、家賃の費用を給付する住居確保給付金の相談を受け付けています。就職活動を支援するこの給付金制度を多くの市民に知っていただくため、区役所に設置するあいワークやハローワークなどと連携して、周知活動や早期就職に向けた支援を行います。

### (3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業

「就労ボランティア体験事業」として、社会福祉施設でのボランティア体験や就労体験等を通じて、就労に向けた準備としての基礎能力形成から計画的で一貫した支援を行います。

---

<sup>8</sup>【社会福祉法人】社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法が定める一定の要件を満たして設立された法人。

また、直ちに一般的な就労が難しい方への支援付きの就労の場である民間の認定就労訓練事業所の開拓を進め、個々の状態に応じた段階的な支援を行います。

#### **(4) 一時生活支援事業**

「ホームレス相談支援センター（JOIN）」の設置により、住居を失った生活困窮者に、住居の確保や就職など生活基盤の再建に向けた支援とともに、一定期間、衣食住など日常生活の支援を行います。

また、市内の巡回や生活相談会を行い、路上生活者への声掛けなどを通じた働きかけや、ホームレスを排除しない社会づくりを進めていきます。

#### **(5) 子どもの学習支援事業**

生活困窮世帯の中学生に学習の支援を行い、自ら考え、学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身に着けさせることにより、基礎的な学力の向上を図り、高校等への進学を促進します。



## 施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

### 【現状と課題】

本市では、支援を必要とする方が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区役所において高齢者・障がいのある方・子どもを対象とした保健福祉に関する総合的な相談支援体制を整備してきました。

また、区役所以外の相談窓口として、市区社会福祉協議会、生活就労支援センター（ステップ）、地域包括支援センター<sup>9</sup>、介護予防センター<sup>10</sup>、障がい者相談支援事業所<sup>11</sup>等で、支援ニーズに応じた相談や情報提供等が行えるよう、専門的な相談支援体制の充実・強化を図っています。

しかし、地域福祉課題は多様化・複雑化しており、単独の専門機関や既存制度で対応することができない、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の増加が懸念されます。

今後は、これらの課題に円滑に対応できる相談支援体制を充実させていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

- ・ 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような仕組みについて検討します。
- ・ きめ細かい相談支援を受けられる体制を充実させていきます。
- ・ 福祉サービスが利用者に適切に提供されるよう、社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の各種専門職の資質向上や、事業所の情報公開による透明性の確保に努めます。

---

<sup>9</sup> 【地域包括支援センター】 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

<sup>10</sup> 【介護予防センター】 地域包括支援センターと連携して、地域の高齢者とその家族への総合的な相談支援や、地域の福祉活動と連携した介護予防事業を実施することにより、介護予防の普及・啓発を行う機関。

<sup>11</sup> 【障がい者相談支援事業所】 障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整などを行う機関。

## 【主な取組】

### (1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討 [新規]

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心的に担う機関（機能）が求められます。

現在、本市では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

### (2) 区役所での総合相談体制の充実

区役所では、保健福祉の部署に、保健福祉に関する複合的な課題に対応するための総合的・横断的な相談窓口を設け、適切なサービスや専門窓口を案内します。

また、案内員を配置することで、速やかに担当窓口を案内・誘導します。

### (3) 各種相談支援機関等の充実

地域包括支援センター、介護予防センター、障がい者相談支援事業所等、身近な地域での相談支援機関の充実・強化を引き続き進めます。

上記の相談支援機関による支援の他に、虐待や自殺、ひきこもりなど、特定の課題への相談対応も引き続き行います。

また、各相談支援機関では、医療や法律等の他の専門機関、行政と必要に応じて連携を図り、支援を行います。

### (4) 各種専門職の資質向上

介護保険制度を円滑に進めるための要となる介護支援専門員や、社会福祉施設職員等を対象とした研修を行い、福祉従事者の資質の向上を図ります。

## **(5) 事業者の情報公開の推進**

社会福祉法人や社会福祉施設等の情報の公開を進めることで、施設・サービス等の利用者への説明責任を果たすとともに、法人や施設の適正な運営と透明性の確保を図ります。

## 基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

### 施策 7

市民にやさしい生活環境づくりの推進

### 施策 8

災害時にも強い地域づくりの推進

## 施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

### 【現状と課題】

本市では、平成10年(1998年)12月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を進めてきました。公共的施設のバリアフリー化に当たっては、数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取組が必要という考えのもと、高齢者団体と障がい者団体の協力を得て、当事者の視点を取り入れたチェックを行っています。

一方で、建築物や交通機関、道路、公園など公共的施設のバリアフリー化はもちろんですが、制度的障壁(バリア)や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することも重要となります。

誰もが自立して生活できるよう、市民一人ひとりが、不便なところ・ものを改善していくという意識を持って行動することで、自分の住む地域がより住み良いものとなり、そのことが自分自身の福祉、さらには市民福祉の向上につながるものと考えられます。

そのため、今後も、高齢者や障がいのある方を含む全ての市民が、地域で安心して暮らせるよう、日常生活での様々な支障を取り除く福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、高齢者や障がいのある方のための福祉用具や介護者の負担を軽減するための介護用品についても、毎日の生活を自分らしく過ごすための環境づくりにつながるものであるため、引き続き、普及啓発に努める必要があります。

### 【施策の方向性】

・市民や事業者、行政等が相互に協力し、誰もが自分の住みたい地域で安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備を進めます。

## 【主な取組】

### (1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

高齢者や障がいのある方などの社会参加を促し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるため、市民への啓発や情報の周知を通し、偏見や無理解といった心のバリアの解消に努めます。

そのために、「札幌市福祉のまちづくり推進会議」を設置し、市民や事業者の皆様から幅広い意見をいただき、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

また、一定の要件を満たす公共的施設の新増改築の工事を本市が行う場合には、高齢者や障がいのある方によるバリアフリーチェックを行い、意見を求めます。

### (2) 福祉用具、介護用品の普及啓発

高齢者や障がいのある方などの在宅生活を支援する福祉用具や介護用品を広く普及啓発するため、これらの展示や利用体験を行います。

## 施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

### 【現状と課題】

平成23年(2011年)の東日本大震災では、犠牲者の大半が65歳以上の高齢者や障がいのある方々であり、そのような方々が犠牲になりやすいということが明らかになりました。こうした教訓を踏まえ、平成25年(2013年)に「災害対策基本法」が改正され、市町村長に避難行動要支援者<sup>12</sup>名簿の作成が義務付けられるなど、災害対策の見直しが進められているところです。

地域で安全・安心に暮らしていくためには、日頃の見守りや声かけといった取組だけではなく、地域での防災活動や災害が発生したときの助け合い活動が重要になります。

本市では、大きな災害が発生した時に自分の力だけでは避難することができない高齢者や障がいのある方など(要配慮者<sup>13</sup>)の避難支援を町内会や地区福祉のまち推進センターなど地域ぐるみで進めていくため、平成20年度(2008年度)から、取組を行う地域団体への支援を行っています。

さらに、平成27年(2015年)4月に避難行動要支援者名簿を作成し、同年12月から要配慮者避難支援に取り組む団体への名簿情報の提供を開始しています。名簿情報は、要配慮者避難支援に取り組む団体からの申請に基づき、名簿に掲載される本人の同意を得た上で、申請した団体へ提供していますが、名簿情報提供の取組が始まって間もないことなどから、取組は十分に広がっていません。

今後は、これらの取組をより一層推進し、災害時に強い地域づくりを進めていく必要があります。

---

<sup>12</sup> 【避難行動要支援者】 要配慮者のうち、特に支援を要する方。

<sup>13</sup> 【要配慮者】 災害の発生やそのおそれがある場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする方。

## 【施策の方向性】

- ・ 地域での災害時要配慮者避難支援の取組をより一層推進します。
- ・ 災害時でも安心して暮らしていけるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関と緊密に連携します。
- ・ 災害発生時にボランティアを円滑に受け入れられる体制や医療体制の整備を進めます。

## 【主な取組】

### (1) 自主防災活動の推進

大規模災害時における地域での災害への対応力を高めるため、基礎的コミュニティである単位町内会等を自主防災活動の主体に位置づけ、防災資機材を助成するなど、その活動を支援します。

### (2) 要配慮者避難支援対策事業の推進

災害時に自力や家族の力だけでは避難することが難しい高齢者や障がいのある方などへの避難支援の取組を、平常時から地域が主体となって進めることができるよう支援します。

また、災害の際の避難支援に携わる団体から申請を受けて、避難行動要支援者名簿情報を提供します。

### (3) 福祉避難場所<sup>14</sup>の運営体制強化

災害時に迅速に福祉避難場所を開設し要配慮者を受入れできるよう、社会福祉施設等を運営する関係団体と協定を結ぶなど福祉避難場所の拡充に努めます。

また、福祉避難場所等の運営を支援するため、介護福祉士や、医療・看護系学科を設置する大学の学生ボランティアの派遣協力に関する協定

---

<sup>14</sup> 【福祉避難場所】 大規模な地震、風水害等の自然災害により家屋等が被害を受けた場合に、一般の避難場所での生活が難しい要配慮者などのため、社会福祉施設等に必要に応じて設置する二次的な避難場所。



を関係団体と結ぶなど人的体制の強化を図るとともに、制度周知等に取り組みます。

#### **(4) 災害ボランティアセンターの体制整備**

大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営に向けた準備や、市民への周知・啓発等を運営主体である札幌市社会福祉協議会と連携して進めます。

#### **(5) 災害医療体制の充実・強化**

積雪寒冷地という地域特性を考慮した災害医療体制と災害医療救護マニュアルを整備し、医療機関等との訓練を行うことにより、災害時の医療体制の充実・強化を図ります。



# 第5章

## 計画の推進について

### 本章の内容

本章では、本計画で掲げた基本理念の実現に向けて、着実に取組を進めていくため、計画の推進体制や、進行管理・評価について整理しています。

また、進行管理のため、それぞれの施策について「成果指標」を設定しています。

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理・評価

3 成果指標

## 1 計画の推進体制

### (1) 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、市民、事業者、行政等による協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心として構成していますが、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、計画を推進していくことが必要です。

### (2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体です。市、区、地区といった圏域で地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

社会福祉法においても、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられており、本計画においても、地域福祉活動への幅広い市民参加への支援を行うことなど、各分野で大きな役割を担っています。

本市では、社会福祉協議会と連携しながら、本計画に基づく各事業を着実に進めていきます。

## 2 計画の進行管理・評価

### (1) 計画の進行管理

計画関連事業に位置づけた事業は、年1回、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。その際には、所管部局で事業の自己評価を行い、今後のより良い施策展開について検討します。

### (2) 計画の評価

本計画は、計画期間の中間年度（2020年度）に、市の附属機関である「札幌市社会福祉審議会」で進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら進めていきます。

### 3 成果指標

計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証します。

#### 施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
福祉推進委員会の設置数	1,270か所	1,500か所

※数字は各年度末時点の設置数

##### 【関連する主な取組】

施策1-(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

##### 【考え方】

地区福祉のまち推進センターの基本的な活動は、世帯訪問等による見守り活動です。今後、見守り活動がより多くの地域で展開されるよう、町内会・自治会等の身近な圏域に福祉推進委員会を設置して、地域福祉力の向上につなげます。

#### 施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
ボランティア活動センターが実施する研修の受講者数	13,357人	80,000人

※基準は単年度の人数、目標は計画期間6年間の累計

##### 【関連する主な取組】

施策2-(3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

施策2-(6) ボランティア活動センターの運営

##### 【考え方】

社会福祉協議会では、ボランティア活動に対する理解を深める福祉啓発研修や、様々な活動内容を学べるボランティア研修、地域福祉活動者や福祉従事者向けの研修などを幅広く行っています。研修を通じて、ボランティアに対する理解を深め、市民一人ひとりが自分にできる範囲で地域福祉活動に参加するという意識を醸成していきます。

### 施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
見守り協定を締結する事業者数	7社	15社

※数字は各年度末時点の累計

#### 【関連する主な取組】

施策3-(2) 事業者等による見守り事業の推進

#### 【考え方】

地域において孤立死等の痛ましい事故を防止するためには、地域住民のみならず地域に密着した活動を展開する事業者等、様々な主体が見守りや支援活動に参加することが求められます。本市では、今後とも見守りに協力していただける事業者との協定締結の取組を進めるとともに、地域見守りネットワーク推進会議等の取組を通じて、支え合いネットワークの推進を図ります。

### 施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
福祉除雪の地域協力員数	3,485人	4,000人

※数字は単年度の人数

#### 【関連する主な取組】

施策4-(4) 福祉除雪事業の実施

#### 【考え方】

1年の約3分の1が雪に覆われる本市では、冬期間においても誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、福祉除雪の取組を推進します。福祉除雪は、地域の支え合いとして、近所の方々をはじめ、企業や関係団体等の方々に地域協力員として参加いただくことにより成り立っています。今後は、地域で支援を必要とする方の増加が見込まれるため、担い手である地域協力員を増やしていくことが重要になります。

また、福祉除雪は活動内容がわかりやすく、元気な高齢者や学生なども参加が可能であるため、地域福祉活動のきっかけとして事業の広報、周知を積極的に行うなど目標の達成に向けて取り組みます。

## 施策5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
生活困窮者の新規相談件数	3,335人	4,000人
個別支援プランの作成件数	839件	1,600件
生活困窮者の就労者数	647人	1,000人
学習支援事業参加者の高校等進学率	100%	100%
ネットワーク会議の開催回数	3回	4回

※数字は全て単年度のもの

### 【関連する主な取組】

施策5に掲載する主な取組全て

### 【考え方】

生活困窮者自立支援計画で設定した基本理念「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援のためのネットワークづくり」及び5つの計画目標を引き継ぎ、生活困窮者の自立に向けた支援とともに、生活困窮者が地域・社会の中で孤立することなく、役割や人とのつながりを実感することができるように取組を進めます。

## 施策6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
専門組織や住民組織を包括的に結び付けるような仕組みの検討	—	仕組みの構築

### 【関連する主な取組】

施策6-(1) 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討

### 【考え方】

複合的な課題や制度の狭間の課題などの多様な地域福祉課題に対応するためには、課題に関連する専門機関や住民主体の組織との調整を中心的に担う機関（機能）が必要となります。国の検討状況も踏まえながら、これらの組織を包括的に結び付ける仕組みの構築に向けて検討を進めます。

## 施策7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
心のバリアフリー等に関する市民への周知啓発回数	4回	30回

※基準は単年度の回数、目標は計画期間6年間の累計

### 【関連する主な取組】

施策7-(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

### 【考え方】

市民にやさしい生活環境づくりを進めていくには、公共的施設のバリアフリーだけではなく、制度的障壁や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することが重要です。これらの心のバリアフリーについての周知啓発に積極的に取り組み、誰もが人格と個性を尊重し合い、助け合えるような機運の醸成を目指します。

## 施策8 災害時にも強い地域づくりの推進

指標	基準(2016年)	目標(2023年)
要配慮者避難支援対策事業 地域組織への説明会等支援実施回数	79回	576回

※基準は単年度の数字、目標は計画期間6年間の累計

### 【関連する主な取組】

施策8-(2) 要配慮者避難支援対策事業の推進

### 【考え方】

災害時にも強い地域づくりを推進するためには、その地域で支援を必要としている人がどれくらいいるのか、また、どのような支え合いが必要となるのかを、平常時から地域で考えておくことが大切です。地域組織に対する名簿情報の提供等について説明会等の支援を積極的に行い、避難支援に取り組む団体の増加を目指します。



# 資料編

## 掲載資料

- 1 札幌市地域福祉社会計画審議会
- 2 地域福祉に関する地区意見交換会
- 3 地域福祉に関するシンポジウム
- 4 地域の福祉活動に関する市民意識調査の概要
- 5 パブリックコメント

# 1 札幌市地域福祉社会計画審議会

## (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長 [任期：平成28年(2016年)11月1日～平成29年(2017年)10月31日]

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会理事
	栗山 文雄	白石地区福祉のまち推進センター運営委員長
	高橋 唯之	札幌市ボランティア連絡協議会会長
	宮川 学	札幌市社会福祉協議会常務理事(～H29.3)
	瀬川 誠	札幌市社会福祉協議会常務理事(H29.4～)
	○ 篠原 辰二	一般社団法人 WellbeDesign 理事長
高齢福祉に関わる 団体の代表者	小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会常任理事・事務局長
障がい福祉に関わる 団体の代表者	牧野 准子	障がい者によるまちづくりサポーター代表
児童福祉に関わる 団体の代表者	高木 真理	社会福祉法人羊ヶ丘養護園 羊ヶ丘児童家庭支援センターセンター長
保健・医療に関わる 団体の代表者	荒木 啓伸	札幌市医師会理事
福祉サービスに関わ る団体の代表者	加藤 敏彦	札幌市老人福祉施設協議会会長
	宮川 亮一	札幌市介護支援専門員連絡協議会副会長・事務局長
教育関係者	小原 善孝	札幌市学校教護協会理事長
学識経験者	◎ 林 恭裕	北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科教授
	北澤 慎之介	札幌弁護士会
市民公募委員	堀内 仁志	市民公募
	山中 里美	市民公募

## (2) 審議会での検討経過

回数	開催日	主な議事内容
第1回	平成 28 年 11 月 18 日 (2016 年)	1 会長及び副会長の選出 2 現計画の概要及び進捗状況 3 地域の福祉活動に関する市民意識調査の実施報告 4 策定体制・スケジュール、新計画策定の着眼点 5 地域福祉全般に係る意見交換
第2回	平成 29 年 3 月 23 日 (2017 年)	1 地域の福祉活動に関する市民意識調査の結果報告 2 第4期札幌市地域福祉社会計画の構成 3 札幌市福祉のまち推進事業 4 コミュニティソーシャルワーカー (札幌市社会福祉協議会提出議題)
第3回	平成 29 年 6 月 8 日	1 生活困窮者自立支援事業 2 災害時における共助の取組 3 札幌市における地域福祉施策の方向性
第4回	平成 29 年 8 月 31 日	1 地域福祉に関する地区意見交換会の実施報告 2 第4期札幌市地域福祉社会計画案の検討
第5回	平成 29 年 10 月 16 日	1 第4期札幌市地域福祉社会計画案の検討



## 2 地域福祉に関する地区意見交換会

### (1) 開催地区及び開催日

※全て平成 29 年(2017 年)に開催

区	地区	開催日	区	地区	開催日
中央	宮の森大倉山	6/29	豊平	月寒	7/3
北	幌北	7/20	清田	清田	7/21
東	伏古本町	7/5	南	南沢	7/19
白石	北白石	6/27	西	八軒中央	7/14
厚別	青葉	7/4	手稲	手稲中央	7/6

### (2) 参加いただいた方々

- ・地区福祉のまち推進センターの活動者
- ・民生委員・児童委員
- ・町内会・自治会関係者
- ・地域ボランティア団体、老人クラブ関係者
- ・NPOの関係者
- ・地域包括支援センター、介護予防センター職員
- ・障がい者相談支援事業所職員 など

### (3) 各地区での主な意見

#### 地域住民による福祉活動について

##### 見守り活動

- ・個人情報等の観点から、見守り活動に拒否的な対応をする方が増えている。その一方で、見守りが必要と思われる方が遠慮をするケースも見受けられる。見守り活動に対する理解が得られるようにもっとPRすべきではないか。
- ・マンションなどの集合住宅では、インターホン越しに対応されることが多く、面と向かって健康状態等を確認することが難しい。集合住宅の住民同士が見守りを行うように働きかけることも重要である。

- ・孤立死等の痛ましい事故を予防するには、単位町内会等の狭い圏域ごとにきめ細かい見守りを行うことが望ましい。
- ・見守りは、戸別訪問を基本としつつも、対象者の状況に応じて電気の点灯状況や新聞・郵便物の溜まり具合から安否確認を行うなど、柔軟な方法で行うべきである。
- ・日頃からサロン活動や道路清掃を兼ねた夜間パトロールなどの活動に、地域住民が一体となって取り組むことが見守り活動を円滑に進められている秘訣ではないかと感じている。
- ・見守りなどの支援活動は、相手が何を望んでいるのかを正確に捉えて行う必要がある。支援を押し付けたり感謝を強要することはあってはならない。

#### サロン活動

- ・サロンは、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子等の居場所・交流の場となっているばかりではなく、見守りや安否確認の観点からも大変有効な活動である。
- ・サロンは、気軽に歩いて行くことのできる範囲にあることが望ましい。近隣に住民が集うことのできるスペースがない場合には、地域貢献に熱心な企業、学校、神社等に働きかけをしてみてもどうか。
- ・サロン運営費は、社会福祉協議会による助成制度を活用することができるので、社会福祉協議会は、単位町内会への周知を徹底してほしい。

#### 災害時の避難支援

- ・札幌市から、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けたことによって、障がいのある方など支援を必要とする方を幅広く把握することができた。
- ・災害時に支援を必要とする方が、支援を必要としているという声を自らあげられるような仕組みが必要ではないか。

### 福祉のまち推進センターの取組

- ・福祉のまち推進センターの取組は、他の市町村にはない札幌市独自の取組である。福祉のまち推進センターは、各団体の要となって支え合い活動を進めていかなければならないと考えている。
- ・福祉のまち推進センターを自主的に運営するには、センターの事務員に相当の負担が生じている。そうした方に対する対価があると担い手が増えるのではないか。

### 民生委員・児童委員

- ・65歳に達した方への調査活動を行っているが、個人情報に過敏な方や訪問を拒絶する方も多く、思うように必要な情報が得られないケースが増えている。また、集合住宅の増加も訪問調査を阻害しており、活動のしづらさを感じている。
- ・民生委員のなり手が不足しているが、民生委員の仕事は負担が大きいという過度の先入観を抱かれていることも、欠員が解消しない要因でないか。

### 地域福祉活動への市民参加について

#### 活動の担い手の拡大について

- ・活動者が固定化・高齢化しており、新たな担い手がなかなか見つからない。若い世代は自らの生活を維持するのに精一杯であり、定年後も働き続けることを選択する人が増えたことも要因ではないか。
- ・今まで地域活動に携わったことのない方に対して、突然、福祉活動への参加を求めることは難しい。餅つきや夏祭りといった単発の取組への参加を通じて町内会活動を理解してもらい、その上で参加を呼びかけるべきではないか。
- ・サロンの参加者も担い手として期待できるのではないか。参加者と交流を図りながら担い手となっただけそんな人材を見極めることも重要だと思う。

- ・町内会や民生委員児童委員協議会等の住民組織では、一定の方が様々な役員を兼務している場合が多く見受けられるが、地域福祉活動を活性化するためには、色々な方に役職を担ってもらい地域課題等について共感を得ることが重要である。
- ・商店街等との連携が必要となるが、地域福祉活動に参加した方が地域通貨を得られるようなインセンティブ（刺激）のある仕組みがあれば、担い手の拡大が図られるのではないかと考える。

### 若い世代の参加

- ・地域福祉活動を活性化させるには、小中学生のうちから地域行事の企画等に参加してもらい、地域づくりへの意識付けを行っていくことが重要である。学校教育の場においても福祉を学ぶ機会を設けてほしい。
- ・ボランティアサークルに参加する学生等、若い世代には活動への参加を希望する方が意外と多いように思われる。活動に興味がありながらも活動までの手順が分からず、実際の活動に結びついていないケースがあるものと思われるので、情報発信のあり方を工夫することでより多くの担い手を確保することができる。
- ・若い世代に参加してもらうには、何かしらのインセンティブが必要であると考える。

### 高齢者の参加

- ・高齢社会においては、高齢者も単に支えられる側ではなく、支える側に回ることもできるという考え方も必要。可能な範囲で社会貢献すべきであり、各自ができることに取り組んでいくというような気運が望ましい。
- ・高齢者こそ家に引きこもらずに外に出るべきである。外出して外から刺激を得ることによって生きることへの意欲や生きがいを見つけることができるものと思われる。
- ・老人クラブに所属している方は健康で元気な方が多いので、地域福祉活動への参加を働きかけるのも1つの方法である。

## 住民同士のつながりや専門機関等とのネットワークについて

### 住民同士のつながりについて

- ・札幌市のような都市部は、周囲から関与される機会が少なく煩わしさがなく心地よく暮らすことができると感じられる一方で、身近にちょっとした相談事をできる相手がおらず困ることがある。
- ・昔ながらの市場のような、老若男女を問わず住民が訪れ自然と交流を図ることのできる場がなくなったことに伴い、高齢者の外出の機会が失われるとともに、住民同士のつながりも希薄になってきたように思う。
- ・住民同士の結びつきを強めるために、自らが率先して挨拶や声かけに取り組んでいる。また、転居してきた方には、サロン活動や健康づくりに関するイベントを紹介するなどし、安心して暮らしていただけるような気配りを心がけている。
- ・集合住宅は、近隣住民の関係が希薄になりやすい傾向にあるが、住民への声かけを積極的に行って困りごとを放っておかないような「おせっかいな人」がいたことで、他の住民にも支え合いの精神が波及した事例がある。
- ・決まった人だけが見守りを行うのではなくて、「皆で見守り見守られ」という関係性を築くことができるよう日頃から住民間でコミュニケーションを図っていくことが重要である。

### 専門機関や事業者等とのネットワークについて

- ・行政や専門機関相互の連携は進んでいるが、専門機関と住民組織の連携はあまり進んでいないと感じる。
- ・孤立死等の痛ましい事故を防ぎ、住民が抱える課題に円滑に対応するには、身近に存在する専門機関や地域に根ざした事業者等と関係性を築くことが望ましい。



## 個人情報取り扱いについて

- ・ 民生委員・児童委員には守秘義務があるため、他の組織との情報交換が思うようにできず、連携・協働が難しい。
- ・ 個人情報保護法が改正されたことにより、従前よりも情報収集がしにくくなるのではないかと危惧している。

## 行政等への要望

- ・ 民生委員・児童委員として活動しているが、生活保護世帯について情報共有する場をもっと設けてもらいたい。
- ・ 福祉のまち推進事業は、他の自治体にはない札幌市独自の取組であるので、地域福祉を推進する仕組みとして積極的にPRしてほしい。
- ・ 支援対象者が増加の一途を辿っており、専門機関における職員が不足している。専門職の養成に力を入れてもらいたい。
- ・ 相談窓口が多岐にわたり過ぎているため、どこに相談してよいか分からないケースがある。各窓口の役割を明確にしてもらいたい。また、できれば、一旦何でも受け付ける窓口があると良い。
- ・ 単位町内会に対して、見守り活動を行ってもらうように働きかけをしているが、一向に活動が開始されない。行政からも継続的に働きかけを行ってほしい。
- ・ 最近はやりに「福祉サービスにより支援をされること」を受け入れる風潮がある。本当に困った方こそ支援を受けるべきであるので、行政等には「自立支援」に力を入れてもらいたい。

### 3 地域福祉に関するシンポジウム

平成29年(2017年)9月13日、わくわくホリデーホール（札幌市民ホール）において、「福まち発！地域福祉市民活動フォーラム」を開催し、その中で「今後の地区福祉のまち推進センターの役割を考える～地区福まち活動の基盤整備と担い手の拡充を目指して～」をテーマにシンポジウムを行いました。

#### (1) 基調講演

「地域共生社会の実現に向けて

～『公助』、『共助』、『自助』のあり方を考える～」

北翔大学 生涯スポーツ学部健康福祉学科 教授 林 恭裕 氏

#### (2) 地域福祉活動実践者からの活動報告

＜シンポジスト＞

- ・ 太平百合が原地区福祉のまち推進センター 事務局長 鈴木 誠 氏
- ・ 西岡地区福祉のまち推進センター 副センター長 大友 壽子 氏

＜コーディネーター＞

- ・ 北翔大学 生涯スポーツ学部健康福祉学科 教授 林 恭裕 氏



### (3) 要旨

#### 【基調講演】

東日本大震災は、人は助け合わなければ生きていけない、ということをお教えたという点で一つのターニングポイントと言える。そこで今日は、地域で生きるということはどういうことなのかを考えていきたい。

地域で暮らす人はどのような人でも地域住民であるという、ノーマライゼーションをうたった社会福祉法や、個人の尊厳を保持し、地域でそれまでの生活を続けられるように支援するという介護保険制度、さらには障害者基本法などを受けて、2000年以降は、「地域で暮らす」ということは、人として当たり前のことだという考え方が一般的となってきた。

そのような中、2016年には、厚生労働省から「地域共生社会」や「我が事・丸ごと」という、縦割りを排するような考え方が示された。これは、従来行ってきた高齢、障がい、子どもなどの属性に基づく支援が立ち行かなくなってきた、つまり、世帯の中に複合的なニーズを抱える人が多くなってきたということが背景にある。

地域では、自助・共助・公助をうまく使い分けて生活をやりくりしている。自助を基本として、できないことは近隣で助け合い、それでも難しいことは公助で支えてきた。しかし、現在では、単身世帯が増えて家庭の中の介護力、自助の力は弱まっている。共助も同様で、都市部では近隣関係が希薄となっている。自助や共助でできない部分を支える公助の割合が大きくなってきているが、それにも限界がある。そのため、自助、共助、公助のあり方が見直されてきており、特に、共助をどのように膨らませていくかが重要となる。

そこで、どうやって人と人とのつながりを回復して、地域を豊かにしていくかということが問題になるが、これには、「自分たちの地域のことは、自分たちで責任を持ち、どうしていけばよいかを考える」という住民自治の考え方が基本となる。

現在は、一人ひとりの価値観や生活観が非常に多様化している。そのため、地域で暮らすための多様な生活ニーズに対応できるような仕組みや、見守りと制度外のニーズを充足するような、その地域ごとの互助的な支え

合いをつくることが大切である。

その際、地域には、貧困格差の拡大等により、その地域の中で孤立している人がいることを踏まえる必要がある。地域のコミュニティに入れず、地域が気付かない、ないしは地域から排除されがちな人が増えている。このような人たちは、仕事や友人等のネットワークが機能しないため、自らSOSを発しない傾向がある。

さらに、現在の地域福祉を担っている高齢世代の人は、戦後のような地域のつながりのある時代を知っているが、これから先の世代は地域のつながりを知らない人が高齢者になってくるといことも踏まえる必要がある。

かつては「だれであろうと助けを必要とする人を、だれであろうと助けられる人が、助ける」ということが地域の行動原理であったが、経済的自由の追及の中で、この行動原理が忘れられてしまったように感じられる。そのような社会は本当に良いものなのか、ということを私たちは今一度考えていかなければならないだろう。

その中で、地域の役割は、生活課題を抱えた住民とそれを支援する住民がいて、それが必ずしも一方方向ではなく、双方向となるような関係を作っていくということである。時には、相談相手として話を聴く、共に考える、つなぐ、伝える。また、担い手としては、場を創る、機会を創る、場に参加する、機会に参加するということがあるだろう。

地域が課題だと認識したことに対して、地域活動でやれることに制限はない。つまり、創意工夫による多様な活動が可能ということである。そのためには、地域の多様なネットワークとの連携が求められる。地域には、例えば地元に興味を抱く大学生のような社会資源となる人は多くいるが、その人たちと出会う場や、お互いがお互いを知る機会を持っていない。その点は、今後の課題となる。

札幌市のような大都市で、地区福祉のまち推進センターのような仕組みがこれほど根付いているのは、自分たちの地域のことは自分たちでやるという住民自治の意識の高さのあらわれであり、地区福祉のまち推進センターには、地域の住民自治の拠点としての役割が期待される。今後、地区福祉のまち推進センターは、地域福祉活動への市民参加のプラットフォームと

して、場や機会を創る、つながりを提供するという役割を担えるはずである。地域が創意工夫し動けば動くほど、そういう場や機会は増えていく。

これから社会では、地域の住民自治ということを真剣に考えていかなければ、誰もが安心して暮らせる地域というものを実現することはできない。その中で、私は、地区福祉のまち推進センターが、地域がつながる場、みんなで考え行動する場、誰もが参加する場となることを期待している。

### 【活動報告① 太平百合が原地区福祉のまち推進センター】

太平百合が原地区では、「生活支援」を地域の課題ととらえて取組を進めている。本日は、地区内の生活支援に関する先進的な取組を紹介する。

はじめに、日常生活支援活動の仕組みを作るため、地域住民が「福祉に求めること」は何かを把握することを目的とするアンケート調査を実施した。福祉推進委員会のスタッフは、アンケートに寄せられた 11 項目の福祉ニーズについて、それぞれ何ができるかを考えた。

そして、住民からのニーズとスタッフで提供できることを整理した後、申込手順やルールを決めた上で、地域の日常生活支援の仕組みとして「感謝ポイント券」制度を導入した。「感謝ポイント券」(1ポイント100円)は町内会全世帯に配布し、町内会会計で予算化、年度ごとに精算している。感謝を表す方法があると、支援を受ける人が頼みやすいことや、支援する側の一方的な経済的負担を防げることなどの理由からポイント券を作っている。この取組の結果、地域で独自の生活支援の仕組みを構築できたので非常に良い試みだと考えている。

その他にも、地区の中では、福まち開設の当初から見守り安否確認活動や日常生活支援活動に取り組んでいる福祉推進委員会もある。そこでは、見守り活動の仕方や作法が長年の積み重ねで構築され、引き継がれることで安定して充実した活動が行われている。

「生活支援」は、基本は町内会単位での取組となるが、町内会未加入の世帯についても支援を要する人がおり、また、生活支援の取組にまでは至らない町内会もあるなど、地域全体をカバーするためには、地区のレベル

で生活支援に取り組む必要がある。そのためには、組織作りが必要と考えており、現在も地区内で検討を進めているところである。

### 【活動報告② 西岡地区福祉のまち推進センター】

西岡地区では、町内会連合会の会長がセンター長を務めており、町内会との連携が良くとれている。そして、行政や包括支援センター等と定期的に顔を合わせる機会をつくるなど、関係機関とも円滑な連携ができています。

そんな西岡地区福まちの特徴は4つあると考えています。

1つ目は、福まちの事務室を月曜から金曜まで開設し、誰でも気軽に立ち寄れるようにしていること。誰でも気軽に相談でき、様々な情報が集まることで、地域福祉に関する情報を発信する場所としても機能しています。

2つ目は、広報活動を積極的に行うことで地域の安心を届け、理解者や協力者を増やしていること。年3回の広報紙「センターだより」、毎月の「福まち通信」を発行するとともに、町連広報紙「水源」に記事を掲載させてもらうなど、西岡地区全体に福まちの活動を伝えている。

3つ目は、町内会単位の活動を応援していること。先行して活動している町内会のノウハウを福まちの支援により他の町内会に広げている。これにより、災害時要配慮者避難支援やふれあい茶話会（交流会）の取組が広がっている。

4つ目は、次世代の担い手の育成に協力していること。例えば「西岡ふれあい除雪」では、福祉除雪の制度では賄いきれない除雪について、企業や学生と協働して取り組んでいる。作業終了後、企業や福まちが提供する食事をみんなで一緒に食べるなど、交流の時間を設けることも良好な関係づくりにつながっている。

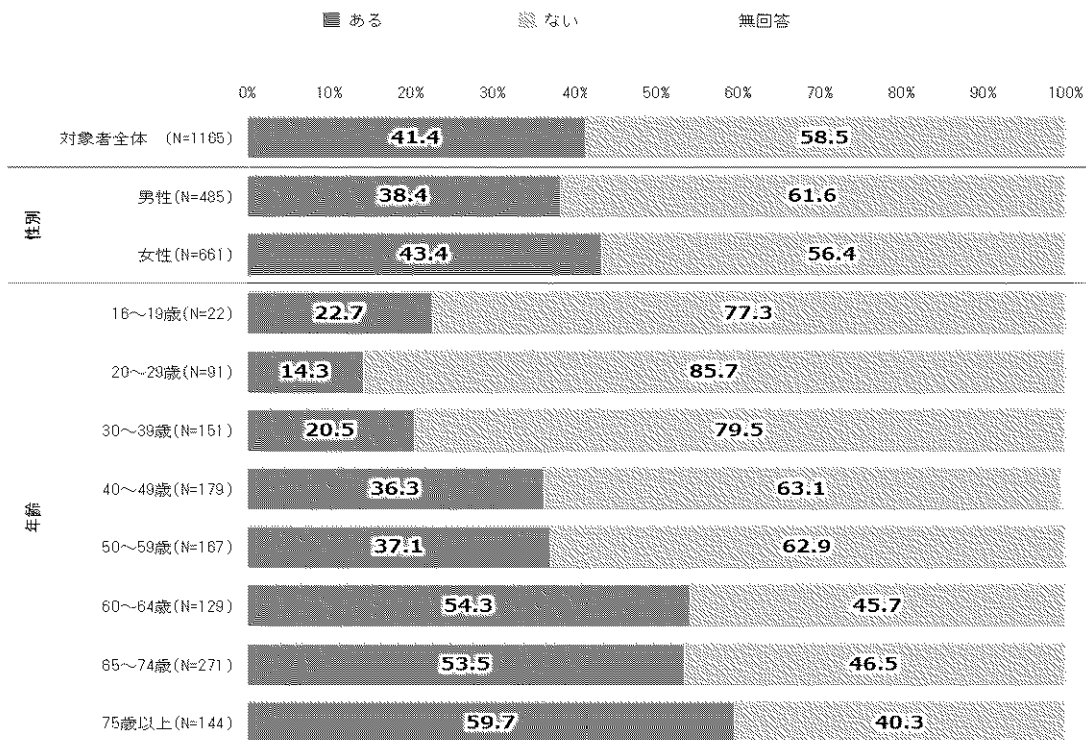
西岡地区福まちでは、当たり前のことをやれる勇気をみんなが持てるように一緒に頑張っていきたい。見守りや茶話会等の福まち活動を進めていく中で、各町内会が悩んでいる時に一歩進めるように、日頃から各町内会や区役所、包括支援センターなどの関係機関、社協と連携し、チーム西岡として安心安全なまちづくりを進めたい。

## 4 地域の福祉活動に関する市民意識調査

### (1) 地域活動について

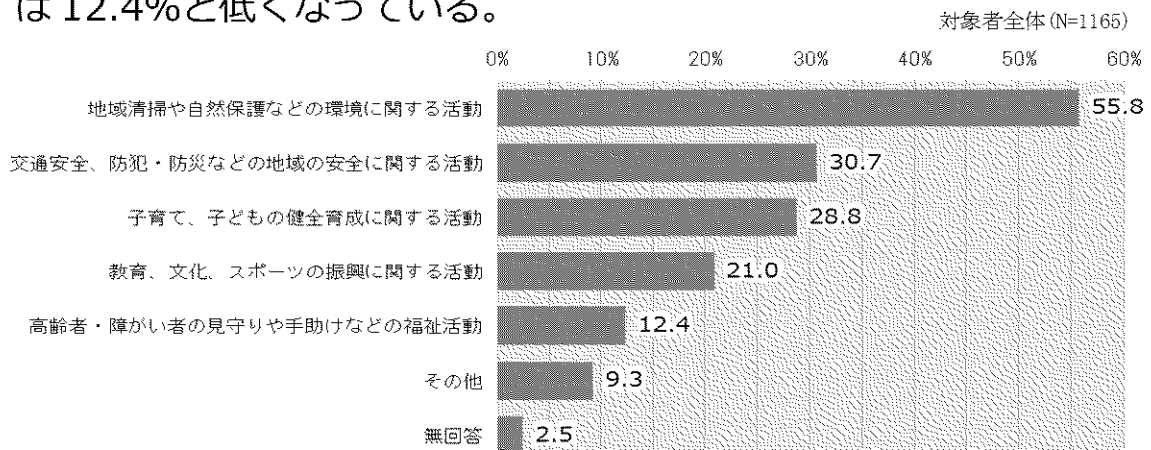
#### 【地域活動への参加経験】

何らかの地域活動に参加したことがある人は、41.4%となっています。  
年代別にみると、60歳（定年）を境に地域活動への参加経験がある方の割合が高くなっています。



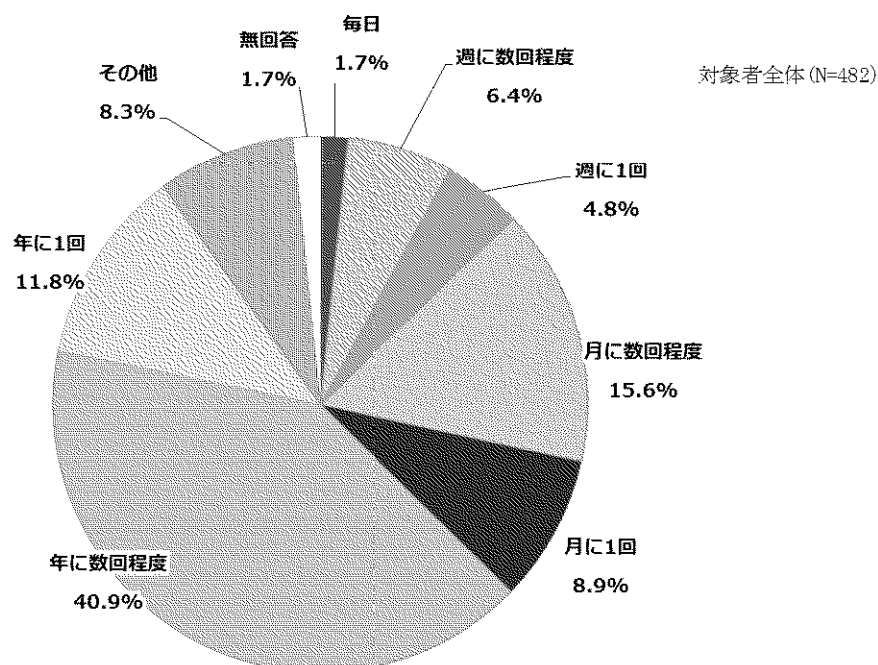
#### 【地域活動団体への参加内容】

参加した活動で最も多いのは「地域清掃や自然保護などの環境に関する活動」55.8%であり、「高齢者・障がい者の見守りや手助けなどの福祉活動」は12.4%と低くなっている。



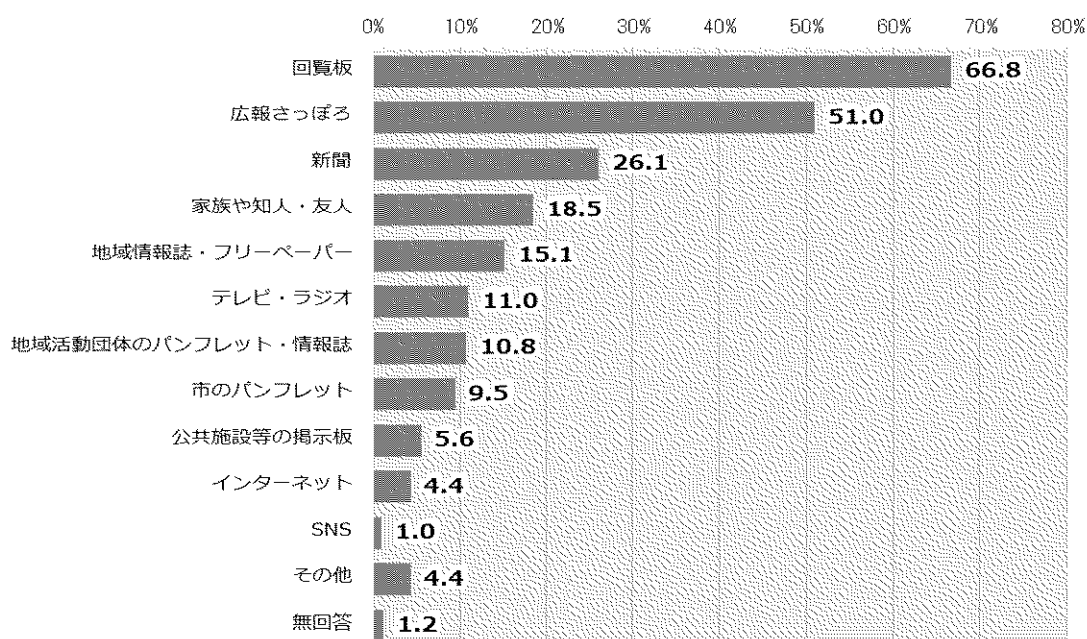
### 【地域活動への参加頻度】

地域活動への参加頻度は、「年に数回程度」が40.9%と最も高く、次いで「月に数回程度」が15.6%、「年に1回」が11.8%となっています。



### 【地域活動の情報を得る手段】

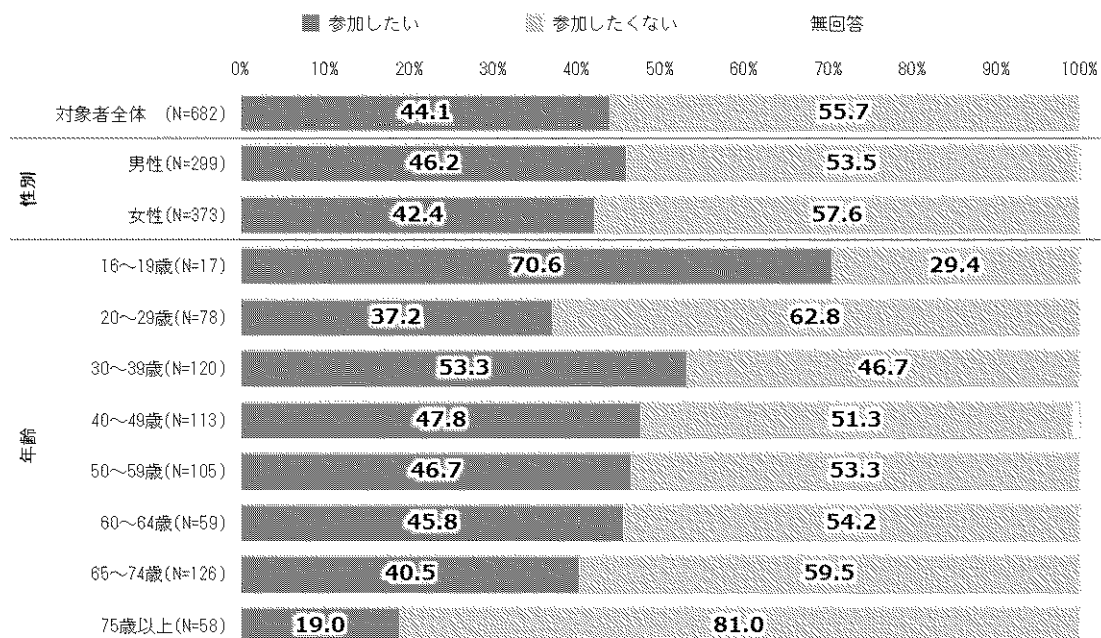
地域活動の情報を得る手段は、「回覧板」が66.8%、「広報さっぽろ」が51.0%と高い割合となっています。また、30代以下の若い世代では他世代と比較してインターネットの割合が高い傾向がありました。





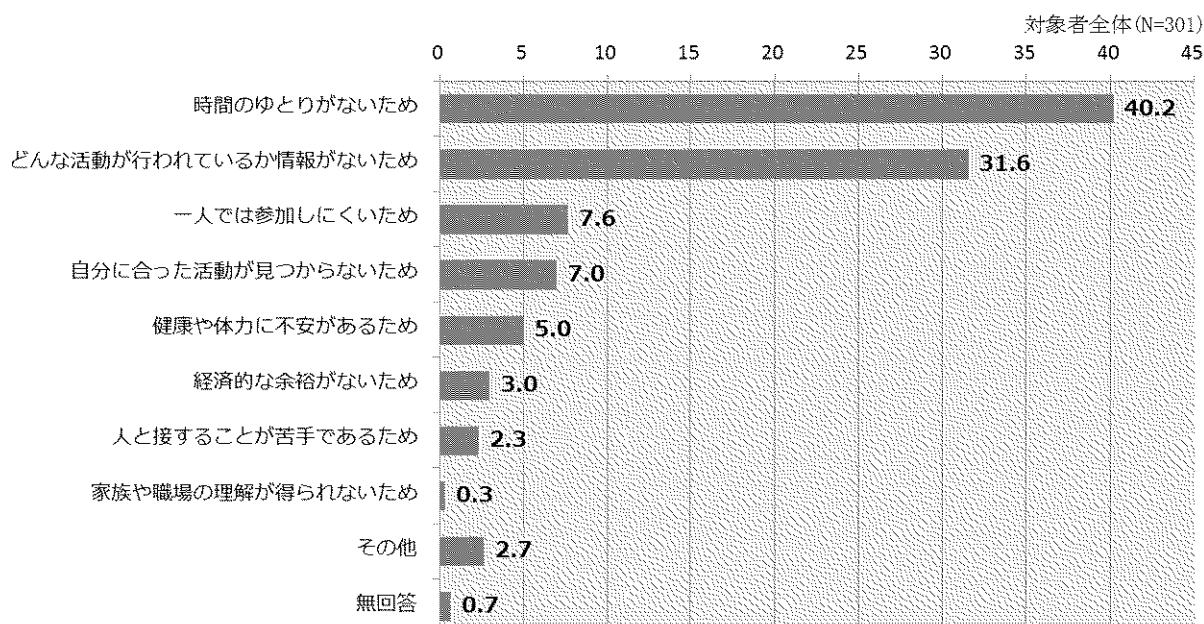
## 【今後の地域活動への参加意向】

地域活動に参加したことがない方のうち、今後の地域活動への参加意向は、「参加したい」が44.1%、「参加したくない」が55.7%となっています。



## 【地域活動に非参加である理由】

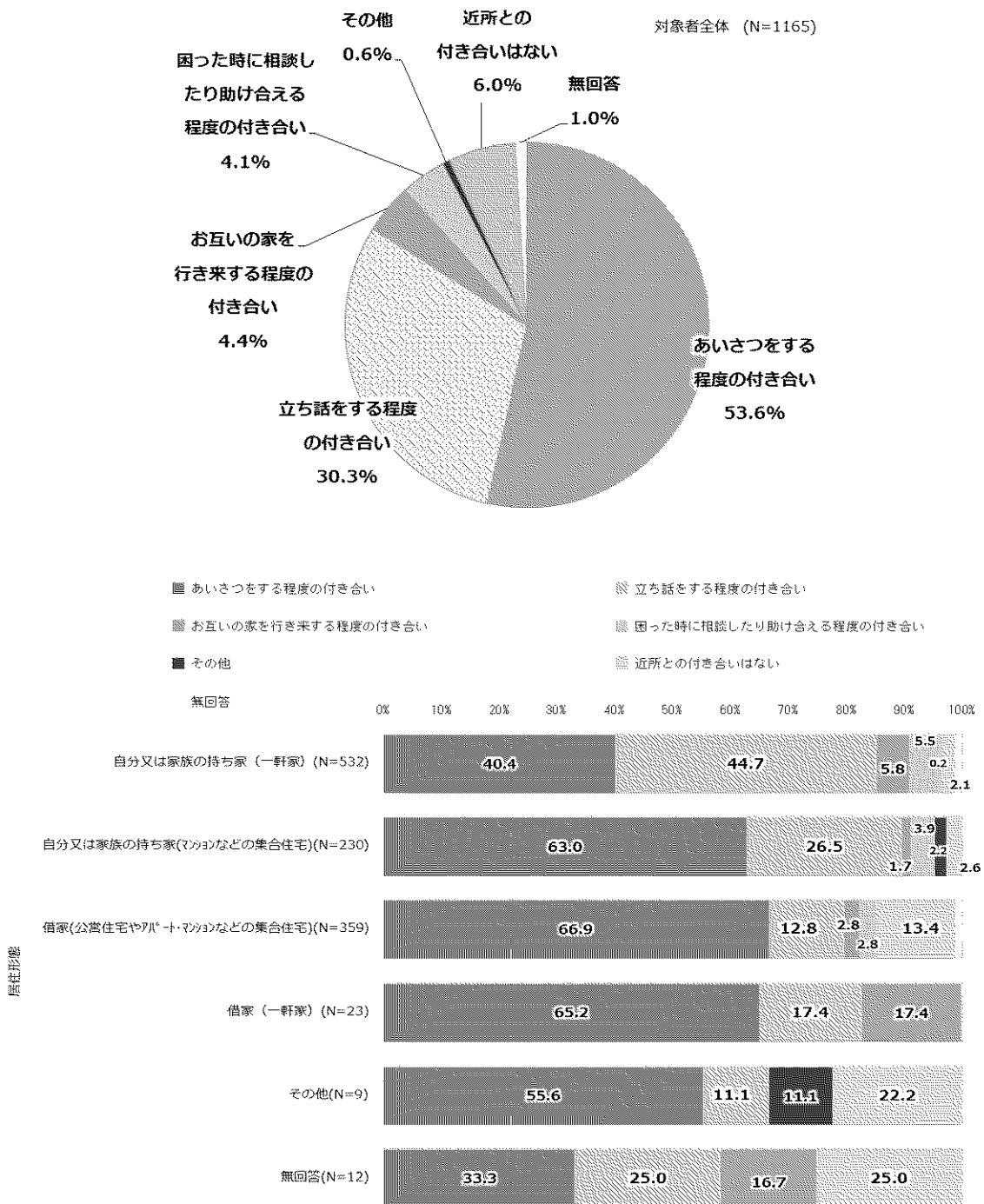
現在、活動に参加していない理由は、「時間のゆとりがないため」が40.1%と最も高く、次いで「どんな活動が行われているか情報がないため」、「自分に合った活動が見つからないため」となっています。



## (2) ご近所との付き合いについて

### 【近所付き合いの程度】

近所付き合いの程度は、「あいさつをする程度の付き合い」が53.6%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の付き合い」が30.3%となっています。居住形態別でみると、一軒家では「立ち話をする程度の付き合い」、マンション等集合住宅では「あいさつをする程度の付き合い」の割合が高く、集合住宅の方が近所付き合いに希薄な傾向があります。



## 【日常生活での相談先】

日常生活での相談先は、どの年代も「家族・親戚」が最も高い割合となっています。

年代別にみると、65歳以上の年代では、他世代と比較して「町内会関係者」「民生委員・児童委員」「福祉のまち推進センター」など地域関係者の割合が高くなっています。

居住形態別にみると、一人暮らしでは他の家族形態と比較して「相談できる相手はいない」が6.8%と割合が高くなっています。

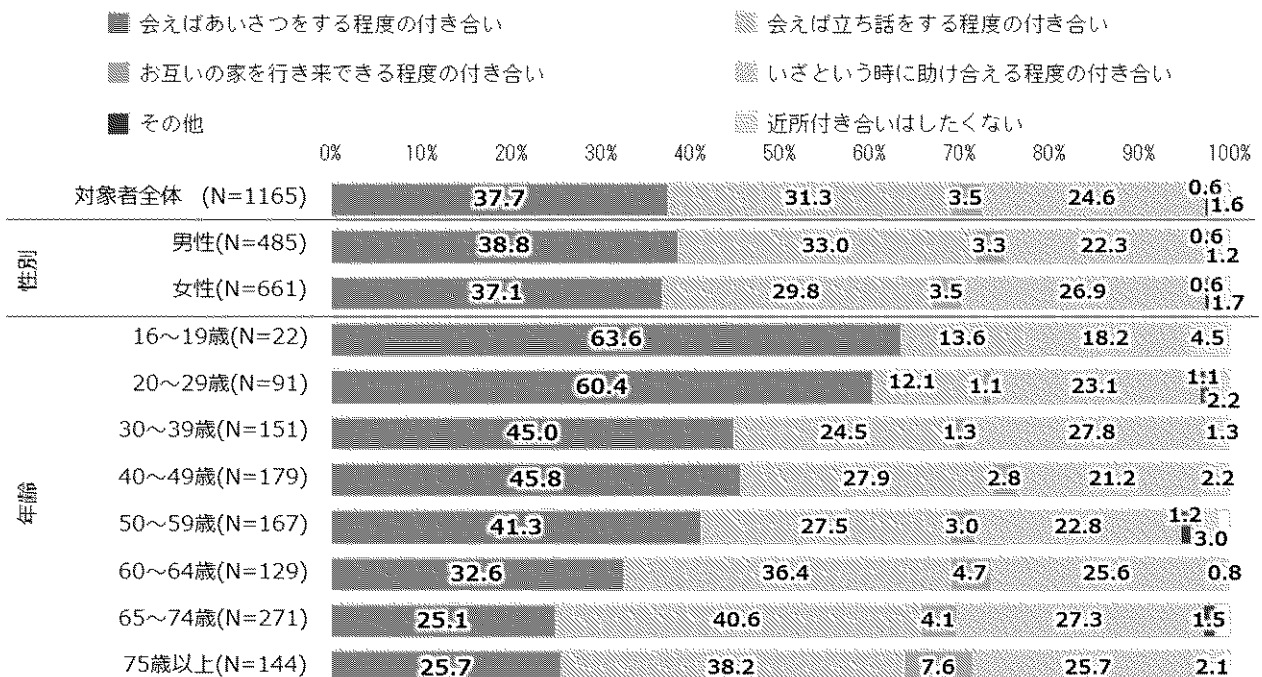
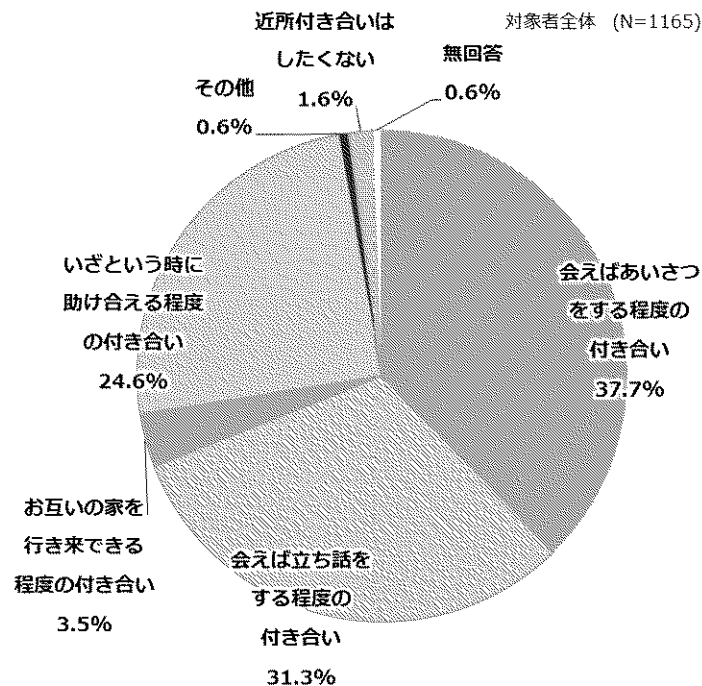
		家族・親戚	友人	学校や職場の知人・先生	近所の人	町内会関係者	民生委員・児童委員	福祉のまち推進センター	民間事業者	ボランティア・NPO法人などの民間団体	社会福祉協議会	役所などの公的相談窓口	その他	相談できる相手はいない	無回答
	対象者全体 (N=1165)	82.5	53.8	18.1	10.1	5.4	1.6	1.2	1.5	0.9	1.4	12.0	3.0	3.1	1.1
性別	男性 (N=485)	74.6	38.1	16.3	9.5	8.2	1.6	1.0	2.5	1.2	1.4	15.7	3.5	5.6	1.9
	女性 (N=661)	89.0	66.0	19.7	10.9	3.5	1.7	1.2	0.6	0.3	1.4	9.1	2.6	1.2	0.6
	無回答 (N=19)	57.9	31.6	10.5	-	-	-	5.3	5.3	10.5	-	21.1	5.3	5.3	-
年齢	16～19歳 (N=22)	81.8	95.5	36.4	-	-	-	-	-	-	-	-	4.5	-	-
	20～29歳 (N=91)	85.7	71.4	33.0	-	-	-	-	1.1	-	-	1.1	1.1	4.4	-
	30～39歳 (N=151)	90.7	70.2	38.4	7.9	1.3	-	-	-	-	-	9.9	2.6	2.6	-
	40～49歳 (N=179)	87.7	62.0	27.4	10.6	1.1	1.1	0.6	2.8	2.2	1.1	8.4	1.7	2.2	1.1
	50～59歳 (N=167)	83.8	56.9	26.3	9.0	1.8	-	-	1.2	-	1.8	15.0	3.0	2.4	0.6
	60～64歳 (N=129)	79.8	42.6	9.3	12.4	3.9	1.6	-	0.8	1.6	1.6	14.7	3.1	3.9	-
	65～74歳 (N=271)	76.4	44.6	2.6	13.7	11.8	3.0	1.8	1.8	-	1.5	13.3	4.8	3.7	3.3
	75歳以上 (N=144)	79.9	32.6	0.7	13.2	13.2	4.9	5.6	2.1	1.4	3.5	18.8	2.1	2.8	0.7
無回答 (N=11)	54.5	54.5	18.2	-	-	-	-	-	18.2	-	18.2	9.1	9.1	-	
家族形態	一人暮らし (N=206)	68.0	56.3	23.8	6.8	5.3	3.9	1.5	1.9	1.5	1.0	11.7	3.4	6.8	1.5
	夫婦だけの二世帯 (N=373)	85.8	46.4	11.3	14.2	7.5	2.4	1.3	1.1	0.5	1.9	15.3	4.3	1.6	1.3
	二世帯世帯(親と子) (N=479)	86.4	58.2	21.7	8.8	4.0	0.4	1.3	1.9	0.6	1.3	9.0	1.3	2.3	1.0
	三世帯世帯(親・子・孫) (N=66)	89.4	62.1	15.2	13.6	7.6	-	-	-	-	1.5	15.2	1.5	4.5	-
	その他 (N=28)	75.0	42.9	14.3	-	-	-	-	-	-	-	10.7	14.3	3.6	-
無回答 (N=13)	53.8	46.2	15.4	-	-	-	-	-	15.4	-	23.1	7.7	7.7	-	

対象者全体と比較し10%以上高い

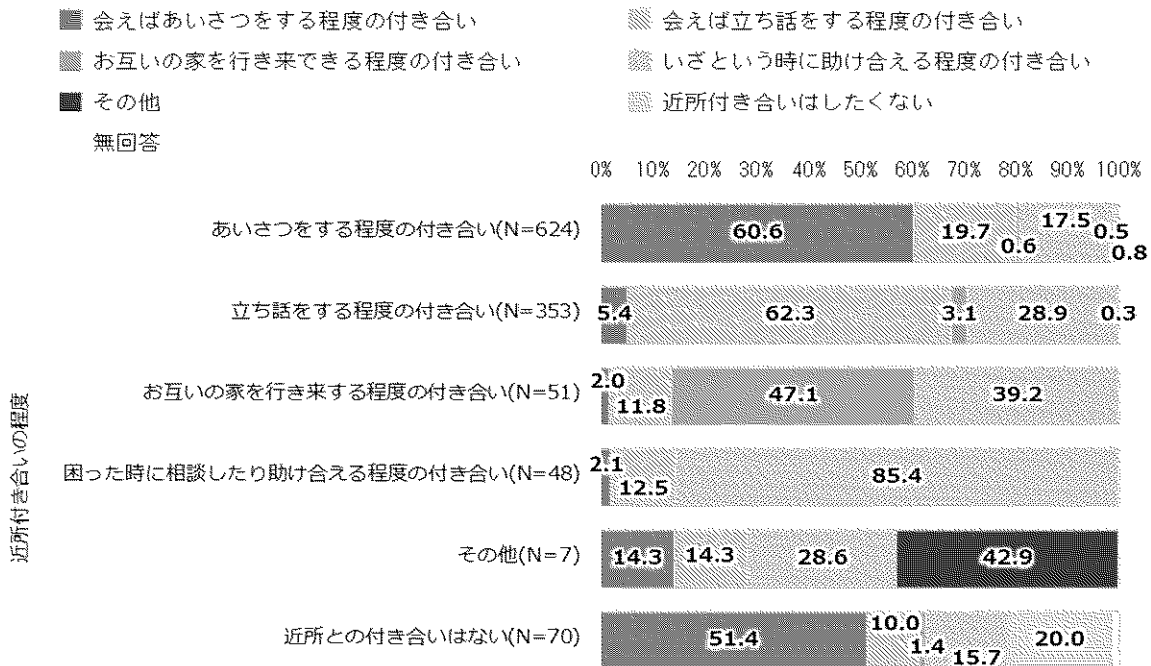
対象者全体と比較し10%以上低い

## 【今後理想とする近所付き合いの程度】

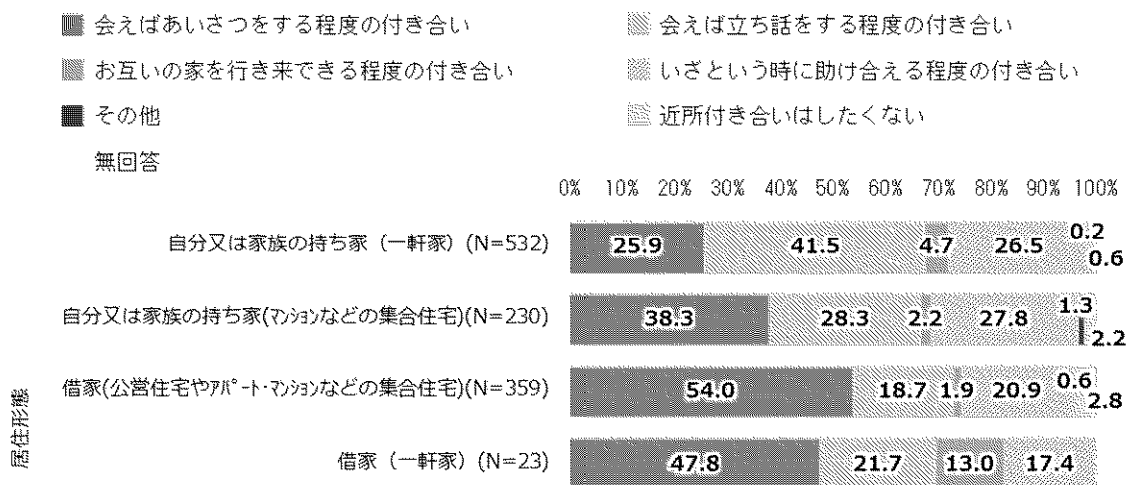
現実の近所付き合いの程度で同様の質問をした際には「いざというときに助け合える程度の付き合い」が4.8%であったのに対して、この質問では24.6%と割合が高くなっています。年代が高くなるにつれて、一步進んだ近所付き合いを望む方の割合が高くなる傾向があります。



現在、「近所付き合いはない」と答えた方の8割が何らかの近所付き合いを持つことを望んでいます。また、あいさつや立ち話等、近所付き合いが比較的希薄と判断される方の約3割は一歩進んだ近所付き合いを望んでいます。



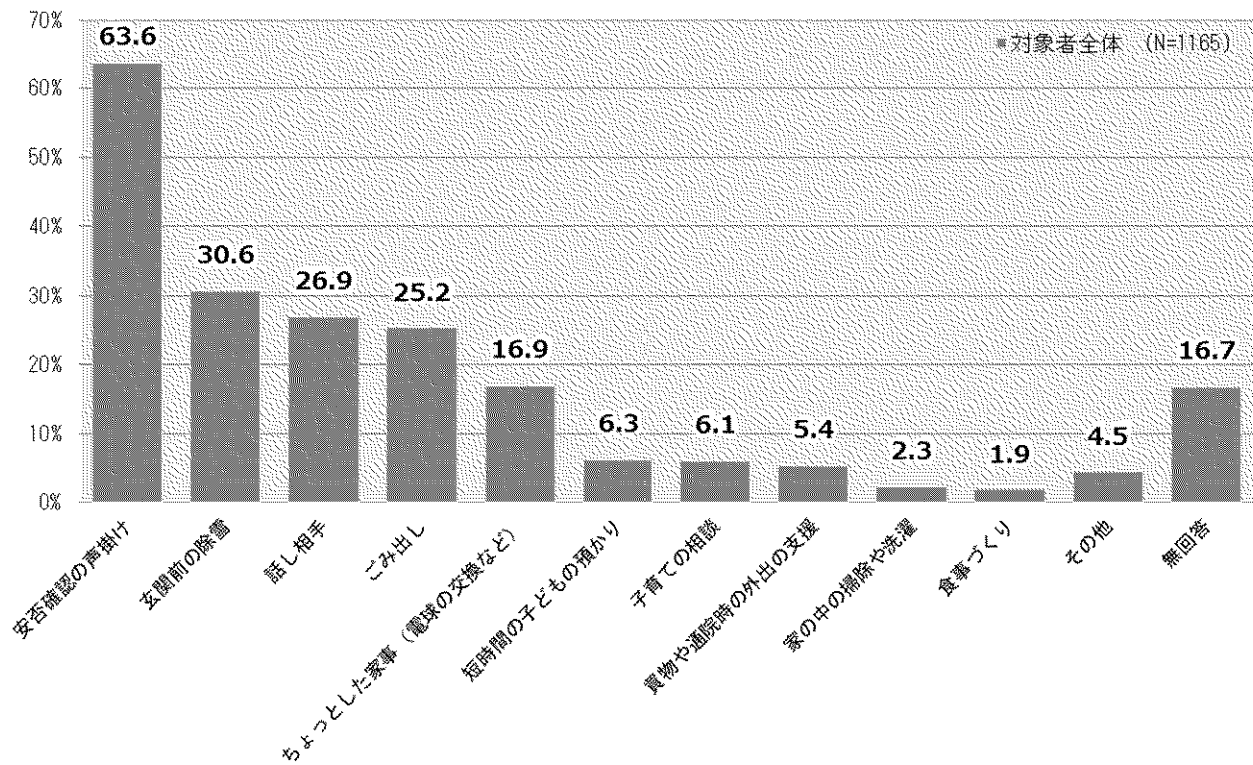
居住形態別にみると、「会えばあいさつをする程度の付き合い」を理想とする方が54%であるなど、集合住宅の方は一軒家の方に比べて、積極的な近所付き合いを望まない傾向があります。



### (3) 住民による支え合い活動について

#### 【近所の手助けが必要な方へできること】

近所の手助けが必要な方へできることは、「安否確認の声掛け」が63.6%と最も高く、次いで「玄関前の除雪」が30.6%、「話し相手」が26.9%となっています。

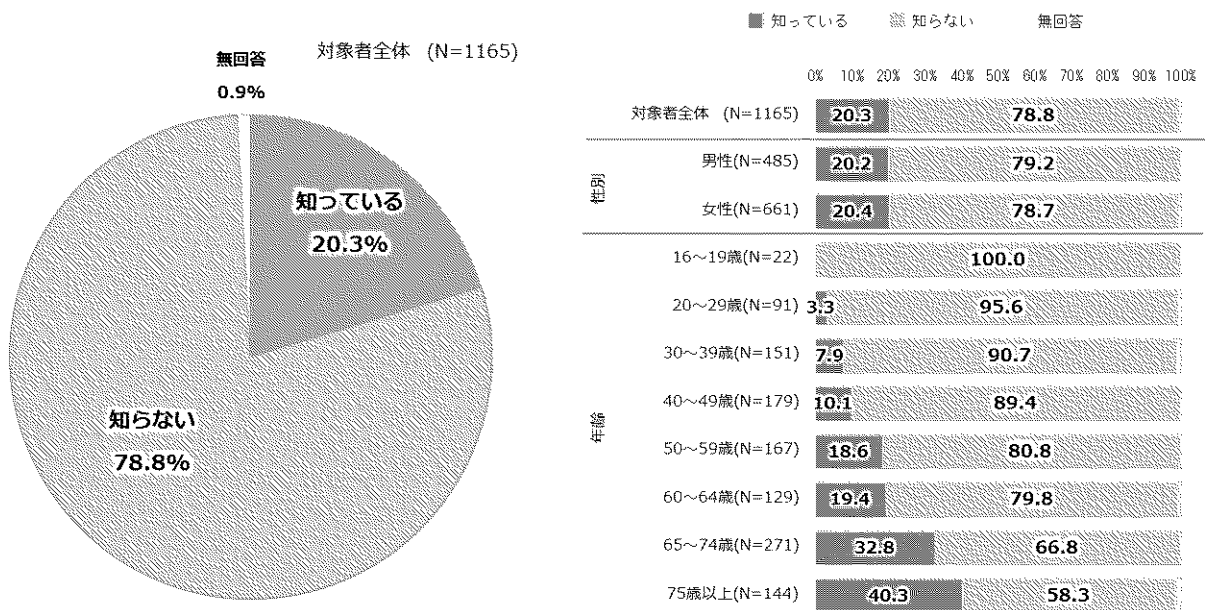


#### (4) 札幌市の地域福祉施策について

##### 【福祉のまち推進センターの認知度】

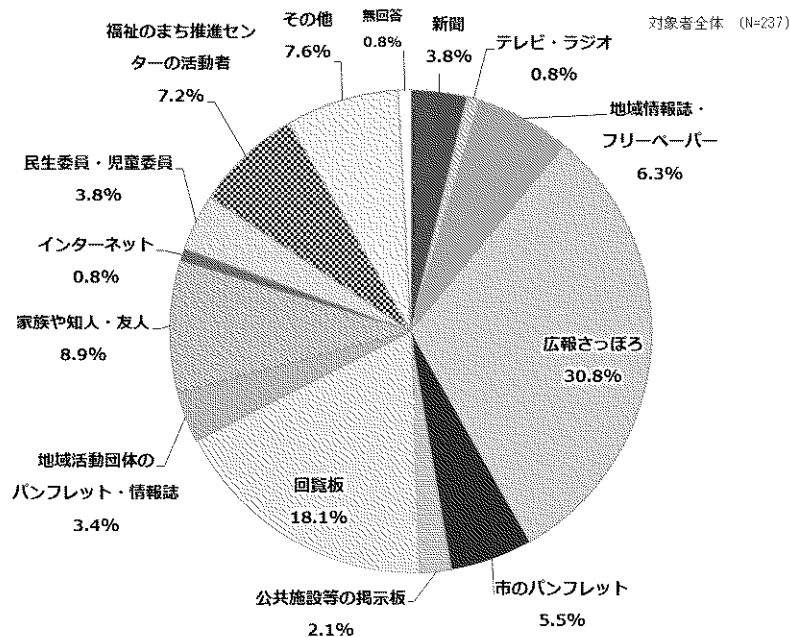
福祉のまち推進センターの認知度は、「知っている」が20.3%となっており、年齢が高くなるにつれて認知度も高くなる傾向があります。

また、前回平成22年(2010年)の調査では、活動内容を知っているという人は17.5%であるため、認知度はわずかに上がっています。



##### 【福祉のまち推進センターを知った手段】

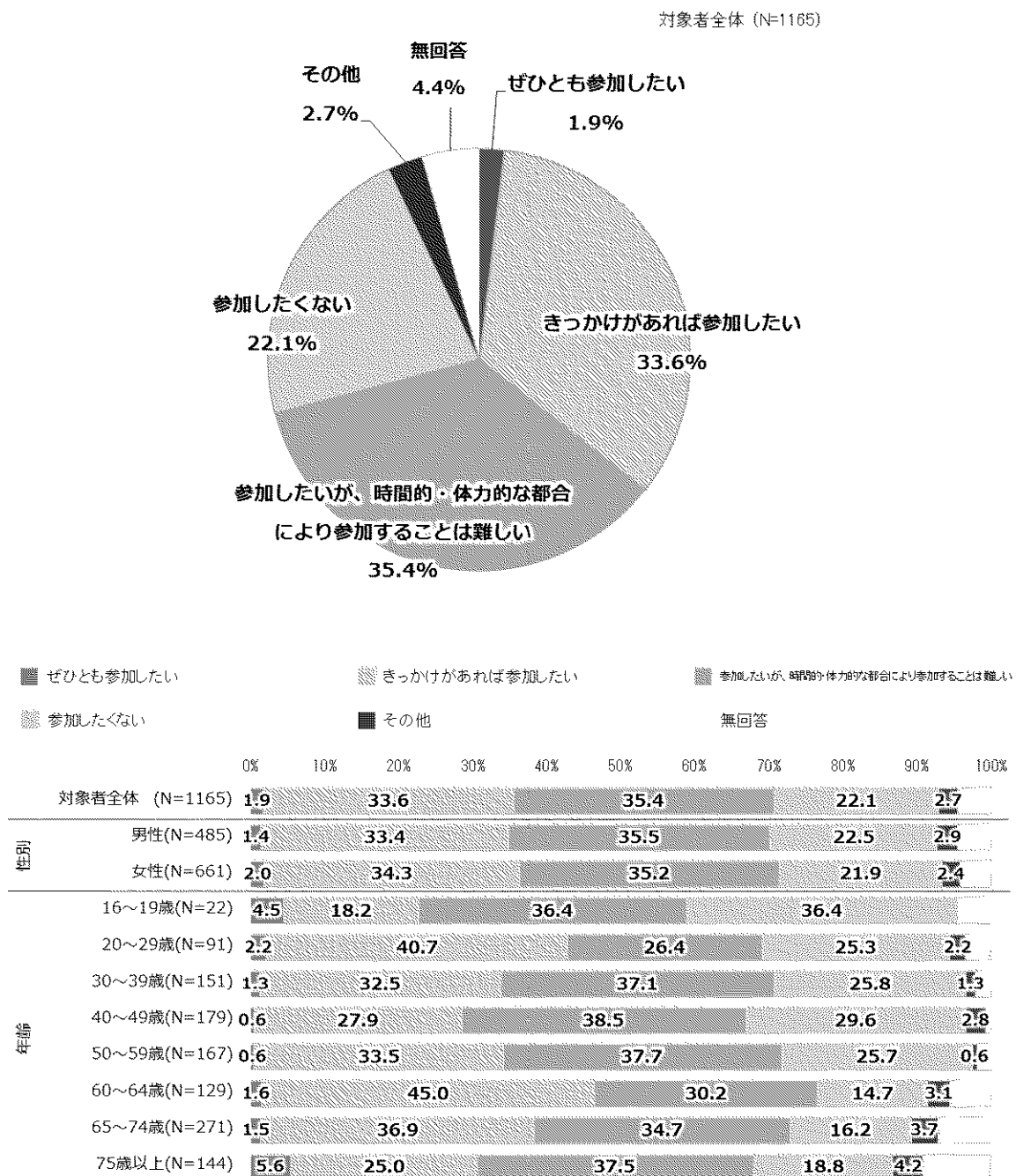
福祉のまち推進センターを知った手段は、「広報さっぽろ」が30.8%と最も高く、次いで「回覧板」が18.1%となっています。



## 【福祉のまち推進センターの活動への参加意欲】

福祉のまち推進センターの活動への参加意欲は、「参加したいが、時間的・体力的な都合により参加することは難しい」が35.4%と最も高く、次いで「きっかけがあれば参加したい」が33.6%、「参加したくない」が22.1%となっています。

また、年代別にみると、20歳代、60歳～64歳では「きっかけがあれば参加したい」が4割を超えて高い割合となっています。





## 5 パブリックコメント

### (1) 実施概要

ア 意見募集期間

平成 30 年(2018 年)1 月 日～平成 30 年(2018)2 月 日

イ 意見募集方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

ウ 主な資料公表場所

- ・ 札幌市保健福祉局総務部総務課
- ・ 市政刊行物コーナー（札幌市役所本庁舎 2 階）
- ・ 各区役所総務企画課、保健福祉課
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市公式ホームページ（札幌市地域福祉社会計画のページ）

### (2) 意見概要

ア 提出者数 人

イ 件数 件

ウ 項目別意見件数

項目	意見件数	構成比
第 1 章		
第 2 章		
第 3 章		
第 4 章		
基本目		
基本目		
基本目		
第 5 章		
資料編		
計画案全体		
計画案以外		
合計		

パブリックコメントの  
実施後に追加で作成

エ 意見の概要とそれに対する市の考え方